

# 障害者自立支援法がはじまります

平成18年4月より、障害者自立支援法が施行されることに伴い、障害福祉サービスのしくみや内容、利用者負担金、利用の方法などがかわります。



## ■身体、知的、精神の3障害の

### 制度が二元化されます

(平成18年4月から)

支援費制度ではサービスの対象に入っていないかった精神障害のある方も、身体障害や知的障害のある方も

同じ法律、制度に基づいてサービスを利用できるようになります。



## ■障害福祉サービスの

### 内容やしきみがかわります

(平成18年10月から)

これまでのサービスは、在宅の方を対象とした「居宅系サービス」、施設に入所している方などを対象とした「施設系サービス」に分類されていましたが、障害者自立支援法では、在宅の方が訪問を受けたり通所などをして利用する「訪問系サービス」、施設に入所している方の昼間の活動を支援する「日中活動サービス」、入所施設で住まいの場としてのサービスをおこ

なう「居住支援サービス」にしきみがかわり、在宅の方や施設に入所している方が、自分のニーズや目的に沿ってサービスを選びやすくなるように見直されます。

なお、新しいサービスのしくみは、平成18年10月からおおむね5年かけて移行することになっています。そのため、4月から9月までの間は、今までと同じサービスを受けられます。



## ■利用者負担のしくみがかわります

(平成18年4月から)

障害者自立支援法では、「サービスにかかる費用の原則一割の負担」と、「施設を利用する際の食費や光熱水費の実費分の負担」が必要となります。ただし、利用する方の負担が重くならないように、負担額

の上限が定められているほか、負担を軽減するしくみも用意されています。負担の上限や負担を軽減するしくみは、利用者の所得や利用するサービスの内容によって異なります。

## ■申請からサービスを

### 利用するまでの流れがかわります

(平成18年4月から9月までの間に実施します)

サービスの申請を受けるなど、市の職員が障害の状況などについて調査にかかっています。調査項目は全国共通です。この調査結果や医師の意見書などを参考にしながら、新たに設置される市の審査会で審査・判定がおこなわれ、どのくらいサービスが必要な状態であるかを全国統一の基準に沿って決定します。

この後、市の支給決定がおこなわれ受給者証が交付され、サービスを利用できるようにになります。

なお、4月から9月までの支給決定は、現在の支援費制度と同じ方法でおこなわれます。10月以降もサービスを利用する方は、9月までの間に新たな方法により、改めて支給決定をおこなうこととなります。



## 障害者自立支援法で かわるポイント

# 障害福祉サービスの利用者負担金について

## 障害福祉サービスの利用に必要な費用

サービスに係る費用

実費負担

介護給付費、訓練等給付費など(9割)  
(この分は市が直接事業者へ支払います)

利用者負担  
(1割)

+

食費・光熱水費

※太枠で囲った部分が利用者の負担する費用となります。

### 負担を軽減するしくみ

【利用者負担(1割)の部分を軽減するしくみです】

所得に応じて四つの区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められます。

負担軽減の種類	対象となるサービス	対象となる要件	上限額(月額)
利用者負担額 上限設定	「障害者自立支援法」 で提供されるすべての 障害福祉サービス	生活保護世帯	0円
		市民税非課税世帯で本人の収入 (児童の場合は保護者の収入)が 年額80万円以下の方	15,000円
		上記以外の方	24,600円
		市民税課税世帯	37,200円

このほかにも、サービスを利用する方の収入や資産の状況、利用するサービスの種類などによって、「個別減免制度」「補給給付制度」「食費軽減措置」「高額障害福祉サービス費の支給」などの負担を軽減するしくみがあるほか、「社会福祉法人減免制度」といった制度も検討されています。これらのしくみについて、詳しいことは、市役所にお尋ねください。

# 自立支援医療(現在の精神通院医療・更生医療など)の利用者負担金について

## 自立支援医療(精神通院医療・更生医療)の利用に必要な費用

自立支援医療に係る費用

実費負担

医療費、薬剤費など(9割)  
(この分は医療保険者や市が支払います)

利用者負担  
(1割)

+

食事療養費など  
(入院の場合など)

※太枠で囲った部分が利用者の負担する費用となります。

### 負担を軽減するしくみ その1

【所得により月額上限額を設定するしくみです】

世帯の所得に応じて四つの区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

区分	対象となる世帯	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で本人の収入が 年額80万円以下の方	2,500円
低所得2	市民税非課税世帯で本人の収入が 年額80万円超の方	5,000円
中間的な所得	市民税課税世帯で市民税額 (所得割)が20万円未満	1割負担(医療保険の自己負担限度額の範囲内)
一定所得以上	市民税課税世帯で市民税額 (所得割)が20万円以上	制度の対象外となります

### 負担を軽減するしくみ その2

【継続的に医療を必要とする方の負担を軽減するしくみです】

重度かつ継続(継続的に相当額の医療費負担が発生する人)の場合は、さらに軽減されます。

区分	対象となる世帯	上限額(月額)
中間的な所得	市民税課税世帯で市民税額 (所得割)が20万円未満	5,000円
	市民税課税世帯で市民税額 (所得割)が20万円以上20万円未満	10,000円
一定所得以上	市民税課税世帯で市民税額 (所得割)が20万円以上	20,000円

「障害福祉サービス」「自立支援医療(現在の精神通院医療・更生医療など)」の利用者負担金について

平成18年4月より、ホームヘルプ、デイサービス、短期入所、施設サービスなどの「障害福祉サービス」を利用する場合は、サービスの費用の「1割」と「食費と光熱水費の実費負担」が必要になります。また、「自立支援医療」(これまでの精神通院医療、更生医療など)を受けた場合は、医療費の「1割」と「食事療養費などの実費負担」が必要となります。ただし、所得などに応じて上限額が決められていて、負担が多くなりすぎないように、負担を軽減するしくみがあります。



問い合わせ先 社会福祉課障害福祉係 ☎24-2111 内線222番